規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月二十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―二〇

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同号の次に次の一号を加える。

二の二　内閣府地方創生推進室の地方連絡室の業務

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月二十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―三五

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「、地域活性化統合事務局長」を削り、「又は国土強靭化推進室次長」を「、国土強靭化推進室次長、地域活性化総括官又はまち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。